

32 専門部臨時補習科設置にともなう学則制定の件認可

〔昭和十七年二月〕

学專三八号	定決裁	二月十二日	文書課長	④	送発	2月13日	起案者	④
								④

(注記1)

昭和十七年一月三十日起案

学務課長

専門学務局長

次官

④ (菊池) ④ (永井) ④ (伊藤)

④ (抹消) ④ (宇野)

④ (加筆) ④ (水野) ④ (佐藤)

督学官

④

④ (前田)

(注記2)

④ (望月) ④ (清水) ④ (藤井) ④ (小島)

臨時補習科学則認可ノ件

案

中央大学専門部設立者

財団法人中央大学

(注記3) 昭和十七年一月十七日附申請臨時補習科学則ヲ定ムルノ件認可ス

年月日 文部大臣

(下) 札

(注記4)

昭和十七年一月十七日

中央大学学長 林 頼三郎 印

文部大臣 橋田邦彦殿

(注記5)

専門部臨時補習科設置認可申請ノ件

昭和十六年十二月本学専門部卒業者ニシテ学部入学志望者ノ為臨時補習科ヲ設置シ補習教育致度候ニ付御認可相成度設置要項添附此段願上候也

専門部臨時補習科設置要項

- 一、名称 中央大学専門部臨時補習科
- 二、期間 昭和十七年一月ヨリ三月マテ
- 三、收容資格 本年度卒業者中学部入学者
- 四、学習内容 国語、国史、漢文、英語、勤勞作業

科目	毎週教授時間数	備考
国語	二	
国史	六	
漢文	七	
英語	九	
勤勞作業	適宜	夜間組ニハ課セス

五、授業料 徴集セス

六、修了証書 補習者ニ対シ試験ノ上合格者ニハ修了証書ヲ交
附ス

七、組分 昼間入学志願者ハ昼間組、夜間入学志望者ハ夜間組ニ編入ス

中央大学専門部臨時補習科学則

第一条 本学専門部ニ設置スル補習科ハ中央大学専門部臨時補習科ト称シ学部入学志望者ニ対シ補習教育ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 補習科ハ昭和十六年十二月専門部卒業者中、学部入学志望者ニ限リ入学ヲ許シ之ヲ昼夜二組ニ分ツ

第三条 補習科ノ修業期間ハ昭和十七年一月ヨリ三月マテトス
第四条 補習科ノ学科目及授業時間数ハ左表ニ依ル

科目	毎週教授時間数	備考
国語	二	
国史	六	
漢文	七	
英語	九	
勤勞作業	適宜	夜間組ニハ課セス

第五条 補習科ハ授業料ヲ徴集セス

第六条 補習科ニ於テハ最後ニ試験ヲ行ヒ合格者ニハ修了証書ヲ交付ス

附則

一、本則ハ本年一月ヨリ之ヲ適用ス

(注記1)

「完結」

(注記2)

「記録掛/17・8・4/受領」

(注記3)

「三」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「文部省/昭17・1・19/学専38」

(注記5)

「493」

(下札)

「種別 わ一ノ六/連繫 /登録追加 /件名 中央大学申請、臨時補習科学則制定認可/番号 1 /結了年月日 昭一七、二、一三 /保存年限 ムキ/枚数 1」

『自大13年1月至昭 年 月 中央大
学専門部 明治大学専門部、第1、2
の1冊』 文部省④ 3A.9-2.145